平成２４年（フ）第２２号
富山県黒部市植木846番地２　シャトーコスモスⅠ205号、開始決定時の住所富山県黒部市荻生1792番地１
破産者　丸田　和恵
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第７５０号
静岡市葵区昭府２丁目27番１―405号、前住所静岡市葵区井宮町124番地
破産者　望月　義弘
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１５７号
名古屋市瑞穂区春山町５番地19　八事ハイツ313号、住民票上の住所名古屋市南区中割町２丁目30番地の５
破産者　守田　　謙
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３７５号
名古屋市千種区千種３丁目21番６号　サンライズ吹上８Ｂ号
破産者　鍛治　勇介
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９号
青森県北津軽郡板柳町大字長野字福岡11番地
破産者　葛西　政乗
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝1164番地の１
破産者　高橋建築工業所こと　高橋　　一
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２０５号
石川県かほく市高松ウ２番地
破産者　森　　良
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４５８号
静岡県浜松市中区寺島町268番地の１　シティプラザ浜松303、前住所静岡県浜松市中区紺屋町307番地の６
破産者　鈴木　松男
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７０１号
京都市中京区聚楽廻西町114番地１
破産者　坂本　　薫
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
福岡県豊前市大字中川底215番地１
破産者　西ノ明　一
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
長崎県諫早市小長井町小川原浦332番地
破産者　森　冨美子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
山口市本町２丁目３番25号、開始決定時の住所山口市宮野上520番地７
破産者　中村　正義
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
熊本県荒尾市川登1907番地274
破産者　堺　　真二
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７１３号
広島市佐伯区藤垂園15番６号
破産者　田中沙菜美
１　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
２　一般調査期日　平成25年６月19日午後２時
平成25年３月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７１号
札幌市東区北13条東12丁目３番５号　ハッピーハイツ201号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水元町７条４丁目５番28号　インフィニティ74―101号
破産者　能戸八千代
１　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
２　一般調査期日　平成25年４月23日午前11時
平成25年３月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８６６号
大阪市中央区備後町３丁目１番６号
破産者　株式会社ルイペリエ
１　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
２　一般調査期日　平成25年５月30日午後３時
平成25年３月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷856番地第２
破産者　有限会社新祐漁業
１　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
２　一般調査期日　平成25年５月24日午後１時30分
平成25年３月７日　長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１５号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷856番地第２
破産者　下原　信一
１　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
２　一般調査期日　平成25年５月24日午後１時30分
平成25年３月７日　長崎地方裁判所五島支部